

2019年6月6日

株主各位

東京都港区港南二丁目15番3号  
株式会社 ニコン  
代表取締役会長 牛田 一雄

「第155期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2019年6月6日付にてご送付申し上げました当社「第155期定時株主総会招集ご通知」中の事業報告の記載事項につきまして、下記のとおり修正すべき点がございましたので、本ウェブサイトをもって修正させていただきます。

敬具

記

修正箇所及び修正内容（修正箇所には下線を付しております）

招集ご通知33ページ

③ 取締役の報酬等の額

	修正前	修正後
固定報酬（月例定額報酬）欄 支給額合計	34 <u>7</u> 百万円	34 <u>6</u> 百万円
合計欄 支給額合計	56 <u>5</u> 百万円	56 <u>4</u> 百万円

以上

第155期

# 定時株主総会 招集ご通知

開催日時：2019年6月27日（木曜日） 午前10時  
（受付開始：午前9時）

開催場所：ヒルトン東京4階 菊の間

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）  
7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する  
業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

### 株主総会に当日ご出席願えない株主様

同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより  
議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の  
ご用意はございません。  
ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



株式会社 **ニコン**

証券コード：7731

# 目次

## 招集ご通知

第155期定時株主総会招集ご通知……………	2
インターネットによる議決権行使について……	4

## 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件……………	5
第2号議案 取締役（監査等委員であるもの… を除く）7名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役1名選… 任の件	14
第4号議案 取締役（監査等委員であるもの… を除く）に対する業績連動型株 式報酬等の額及び内容決定の件	15

(添付書類)

## 事業報告

1. 企業集団の現況 ……………	20
(1) 当事業年度の事業の状況	
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況	
(3) 重要な親会社及び子会社の状況	
(4) 対処すべき課題	
(5) 主要な事業内容	
(6) 主要な営業所及び工場	
(7) 使用人の状況	
(8) 当社の主要な借入先の状況	
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項	
2. 会社の現況 ……………	29
(1) 株式の状況	
(2) 新株予約権等の状況	
(3) 会社役員の状況	
(4) 会計監査人の状況	
(5) 業務の適正を確保するための体制	

## 連結計算書類

連結財政状態計算書……………	41
連結損益計算書……………	42
連結持分変動計算書……………	43

## 計算書類

貸借対照表……………	45
損益計算書……………	46
株主資本等変動計算書……………	47

## 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本……………	48
計算書類に係る会計監査報告書謄本……………	49
監査等委員会の監査報告書謄本……………	50

株主総会会場ご案内図

証券コード 7731

2019年6月6日

株主各位

東京都港区港南2丁目15番3号

株式会社 **ニコン**

代表取締役会長 牛田 一雄

## 第155期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第155期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2019年6月27日（木曜日） 午前10時
2. 場 所	東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京4階 菊の間（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <p>1. 第155期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第155期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件</p>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法による議決権行使が可能ですので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表に記載又は表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトへの掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。なお、監査等委員会及び会計監査人は、当社ウェブサイトに掲載した上記書類を含めた監査対象書類を監査しております。

■株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト [https://www.nikon.co.jp/ir/stock\\_info/meeting/index.htm](https://www.nikon.co.jp/ir/stock_info/meeting/index.htm)

## 議決権行使についてのご案内



### 株主総会への当日ご出席による議決権行使の場合

同封の議決権行使書をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
なお、代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主の方1名とし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となります。



### 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、**2019年6月26日（水曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。  
なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛の表示があったものとして取扱わせていただきます。



### 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、**2019年6月26日（水曜日）午後5時**までにご行ってください。

- ※郵送と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- ※電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

機関投資家の  
皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

## インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ賛否をご入力ください。  
(ただし、午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

### QRコードを読み取る方法

⚠️ 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

QRコードを読み取る方法による議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

#### 1 QRコードを読み取る

議決権行使書副票(右側)



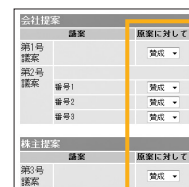
「ログイン用QRコード」はこちら

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

#### 2 議決権行使方法を選ぶ



#### 3 各議案の賛否を選択



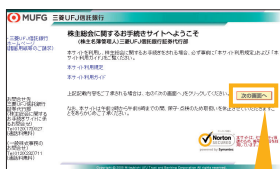
画面の案内にしたがって  
行使完了です。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

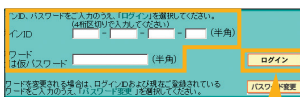


#### 1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



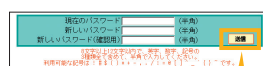
「次の画面へ」をクリック

#### 2 お手元の議決権行使書 用紙の副票(右側)に 記載された「ログイン ID」および「仮パスワ ード」を入力



「ログイン」をクリック

#### 3 「新しいパスワード」 と「新しいパスワード (確認用)」の両方 に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内にしたがって  
賛否をご入力ください。

システム等に関する  
お問い合わせ

ヘルプデスク  
(三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

☎️ 0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

**第1号議案** 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の利益配分は、将来の成長に向けた事業・技術開発への投資（設備投資・開発投資）を拡大することで競争力強化に努めるとともに、株主重視の観点から安定的な配当を行うことを基本とし、同時に柔軟な株主還元政策により中長期的な視点に基づく最適な資本配分を実現する方針としております。

この方針に基づき、期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円  
配当総額 11,905,073,220円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月28日

なお、当期年間配当金は中間配当金と合わせて当社普通株式1株につき金60円となります。

## 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能のより一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役（監査等委員であるものを除く）7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く）の選任について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位、担当及び役職
1	再任 牛田 一雄	代表取締役会長
2	新任 馬立 稔和	社長執行役員 新事業開発本部担当、研究開発本部担当、コンポーネント事業推進室担当
3	再任 岡 昌志	代表取締役 兼 副社長執行役員 兼 CFO 経営監査部担当、財務・経理本部担当、知的財産本部担当
4	再任 小田島 匠	取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長、リスク管理担当
5	再任 萩原 哲	取締役 兼 常務執行役員 経営戦略本部長、ガラス事業室担当
6	再任 社外 独立 根岸 秋男	社外取締役
7	新任 社外 独立 蛭田 史郎	—



候補者番号 1

うしだ かずお  
牛田 一雄

生年月日

1953年1月25日

所有する当社株式の数

28,799株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月 当社入社  
2003年 6月 当社執行役員 精機カンパニー開発本部長  
2005年 6月 当社常務取締役 兼 上席執行役員 精機カンパニープレジデント  
2007年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 精機カンパニープレジデント  
2009年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 知的財産本部担当役員、  
精機カンパニープレジデント  
2013年 6月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員 知的財産本部担当役員、  
精機カンパニープレジデント、経営企画本部副担当役員  
2014年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員  
メディカル事業推進本部管掌、新事業開発本部管掌  
2015年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員  
経営戦略本部管掌、メディカル事業推進本部管掌、  
新事業開発本部管掌  
2016年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員  
新事業開発本部担当  
2017年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員  
新事業開発本部担当、光学本部担当、研究開発本部担当  
2018年 6月 当社代表取締役 兼 社長執行役員  
新事業開発本部担当、光学本部担当、研究開発本部担当  
2019年 4月 当社代表取締役会長（現在に至る）

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

牛田一雄氏は、入社以来、主に半導体露光装置の開発に従事し、精機カンパニーの開発本部長・カンパニープレジデントを歴任しました。最先端の半導体装置市場のグローバルな競争環境において培った事業経営の経験を活かし、社長として構造改革を主導するなど、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

うまたて としかず  
**馬立 稔和**  
 新任取締役候補者

生年月日

1956年3月1日

所有する当社株式の数

12,865株

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

馬立稔和氏は、入社以来、主に半導体露光装置の開発に従事し、精機カンパニーの開発本部長・半導体装置事業部長等を歴任しました。現在の技術ポートフォリオを俯瞰的に把握しており、技術戦略委員会委員長として全社的な成長戦略の策定に携わるなど、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 当社入社  
 2005年 6月 当社執行役員 精機カンパニー開発本部長  
 2009年 6月 当社執行役員 精機カンパニー副プレジデント 兼 営業本部長  
 2012年 6月 当社常務執行役員 精機カンパニー副プレジデント  
 兼 半導体露光装置事業部長  
 2014年 6月 当社常務執行役員 半導体装置事業部長  
 2018年 4月 当社常務執行役員 半導体装置事業部長、技術戦略担当、  
 コンポーネント事業推進室担当  
 2019年 4月 当社社長執行役員 新事業開発本部担当、研究開発本部担当、  
 コンポーネント事業推進室担当（現在に至る）

候補者番号 3

おか まさし  
岡 昌志

生年月日

1955年7月11日

所有する当社株式の数

13,400株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入社  
2004年 6月 同行シンジケーション部長  
2005年 6月 同行執行役員  
兼 ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア取締役副会長  
2008年 4月 同行執行役員 CIB推進部長  
2009年10月 同行常務執行役員 投資銀行業務及びCIB推進部担当  
2010年 7月 同行常務執行役員 兼 ユニオンバンク頭取 兼 最高経営責任者  
2012年 5月 同行常務執行役員 米州総代表 兼 ユニオンバンク頭取  
兼 最高経営責任者  
2013年 5月 同行専務執行役員 米州総代表 兼 ユニオンバンク頭取  
兼 最高経営責任者  
2014年 7月 同行顧問 米州MUFGホールディングスコーポレーション取締役会長  
兼 MUFGユニオンバンク取締役会長  
2015年10月 同行顧問  
2016年 5月 当社顧問  
2016年 6月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員 兼 CFO  
経営監査部担当、経営戦略本部担当、財務・経理本部担当  
2017年 6月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員 兼 CFO  
経営監査部担当、経営戦略本部担当 兼 経営戦略本部長、  
財務・経理本部担当、知的財産本部担当  
2019年 4月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員 兼 CFO  
経営監査部担当、財務・経理本部担当、知的財産本部担当  
(現在に至る)

#### [重要な兼職の状況]

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役  
(2019年6月就任予定)

#### 【当社との特別な利害関係】

特になし

#### 【取締役候補者とした理由】

岡昌志氏は、1979年に株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）に入社し、2005年の同行執行役員  
就任以降、主に株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループのCIB業務（コーポレート・アンド・インベスト  
メント・バンキング業務）及び米州事業の経営に携わり、同行の常務執行役員、専務執行役員、同グループ傘  
下のユニオンバンクの最高経営責任者を歴任しました。グローバル事業の経営・財務全般において豊富な経  
験・実績を有し、副社長として構造改革を推進するなど、取締役としての資質を十分に備えていることから、  
同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	4
おだじま たくみ 小田島 匠	

生年月日	1958年12月5日
所有する当社株式の数	9,800株

【当社との特別な利害関係】  
特になし

【取締役候補者とした理由】

小田島匠氏は、インストルメンツ事業の営業部門・事業企画部門に携わった後、経営企画部ゼネラルマネジャー、精機カンパニー企画本部長、人事・総務本部長などを歴任しました。重要施策推進の責任者としての豊富な経験を有しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1981年 4月 当社入社
2012年 6月 当社執行役員 精機カンパニー企画本部長
2014年 6月 当社執行役員 経営戦略本部
2016年12月 当社執行役員 経営戦略本部 兼 人事・総務本部副本部長
2017年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長
2018年 4月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長、リスク管理担当 (現在に至る)

候補者番号	5
はぎわら さとし 萩原 哲	

生年月日	1961年7月18日
所有する当社株式の数	5,600株

【当社との特別な利害関係】  
特になし

【取締役候補者とした理由】

萩原哲氏は、入社以来、財務・経理部門に従事し、財務・経理本部長、経営戦略本部副本部長を歴任しました。財務・経理に関する高い専門性と卓越した見識を有しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1985年 4月 当社入社
2015年 6月 当社執行役員 財務・経理本部長
2017年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 財務・経理本部長 兼 経営戦略本部副本部長
2019年 4月 当社取締役 兼 常務執行役員 経営戦略本部長、 ガラス事業室担当 (現在に至る)

候補者番号 6

ねぎし あきお

**根岸 秋男**

社外取締役候補者  
独立役員候補者

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 明治生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）入社  
2009年 7月 同社執行役  
2012年 4月 同社常務執行役  
2013年 7月 同社取締役代表執行役社長（現在に至る）  
2016年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

#### 生年月日

1958年10月31日

#### 所有する当社株式の数

0株

- (注) 1. 根岸秋男氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
2. 当社と根岸秋男氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### 【当社との特別な利害関係】

当社は、根岸秋男氏が代表執行役社長である明治安田生命保険相互会社との間では主に資金の借り入れに関する取引があります。なお、過去3年間における当社との取引額は、当社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準(13頁ご参照)を満たしております。

#### 【社外取締役候補者とした理由】

根岸秋男氏は、明治安田生命保険相互会社の代表執行役社長を務めており、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与していただけたと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけたと考えております。

候補者番号 7

ひるた しろう

蛭田 史郎

新任取締役候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1964年 4月 旭化成工業株式会社（現 旭化成株式会社）入社

1997年 6月 同社取締役

1999年 6月 同社常務取締役

2001年 6月 同社専務取締役

2002年 6月 同社取締役副社長

2003年 4月 同社代表取締役社長

2010年 4月 同社取締役最高顧問

2010年 6月 同社最高顧問

2013年 6月 同社常任相談役

2016年 6月 同社相談役（現在に至る）

## 生年月日

1941年12月20日

## 所有する当社株式の数

0株

- (注) 1. 蛭田史郎氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社と蛭田史郎氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 【当社との特別な利害関係】

特になし

## 【社外取締役候補者とした理由】

蛭田史郎氏は、旭化成株式会社の代表取締役などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与していただけたと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけたと考えております。

(ご参考)

## 社外取締役の独立性の判断基準

当社は、会社法上の社外取締役の要件に加え、以下の要件に該当しない場合には、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。

- a) 候補者が、当社グループの在籍者または出身者である場合
- b) 候補者が、当社の「主要な取引先※」若しくは「主要な取引先」の業務執行者である場合
- c) 候補者が、主要株主若しくは主要株主の業務執行者である場合
- d) 候補者が、社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者である場合
- e) 候補者が、当社が寄付を行っている先またはその出身者である場合
- f) 候補者の二親等以内の者が、当社グループまたは当社の「主要な取引先」の重要な業務執行者である場合

※「主要な取引先」とは、以下に該当する取引先をいうものとします。

- (1) 過去3年間の何れかの1年において以下の取引がある取引先
  - ・当社からの支払いが取引先連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
  - ・当社への支払いが当社連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
- (2) 当社より、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役本田隆晴氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ほんだ たかはる

本田 隆晴

生年月日

1954年11月20日

所有する当社株式の数

12,200株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社  
 2008年 6月 当社執行役員 映像カンパニー事業企画部ゼネラルマネジャー  
 2011年 6月 当社常務執行役員 広報・IR部担当役員、経営企画本部長  
 2014年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長、  
 情報セキュリティ推進本部管掌、システム本部管掌  
 2016年 4月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長、  
 情報セキュリティ推進本部管掌、ITソリューション本部管掌  
 2016年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長  
 2017年 6月 当社取締役（監査等委員）（現在に至る）

(注) 当社と本田隆晴氏との間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

本田隆晴氏は、入社以来、主に映像事業の営業に携わった後、映像カンパニー事業企画部ゼネラルマネジャー、経営企画本部長、人事・総務本部長を歴任しました。企画管理部門の責任者としての豊富な経験を有しており、監査等委員としての責務を果たすための資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者としております。



## 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

本議案は、2016年6月29日開催の当社第152期定時株主総会においてご承認いただきました業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）について、その内容を一部改定するものです。

本制度は、当社の取締役（監査等委員、社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、本議案において同様とし、本制度の対象となる取締役とあわせて「取締役等」という）を対象に、取締役等の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、上記定時株主総会におけるご承認を得て導入し、現在に至っております。今般、中長期的な収益力強化及び企業価値の向上に対する取締役等の貢献意欲をさらに高めることを目的として、本制度の内容を一部改定することとし、本制度に係る報酬枠を改めて設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと5名になります。また、本制度は、執行役員も対象としており（第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合には、本株主総会終結の時点で本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は13名となる）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が下記2.(2)に定義する本信託の対象期間中に新たに本制度の対象となる取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額及び内容を提案するものです。

なお、この報酬枠は、現在の本制度にかかる報酬枠と同様、2016年6月29日開催の当社第152期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額である年額6億5,000万円（株式報酬型ストックオプションを含む）とは別枠で設定するものです。また、本議案に関しましては、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

### 1. 提案の理由及び本制度の改定を相当とする理由

当社は、2015年5月に、2016年3月期から2018年3月期までを対象とする中期経営計画を発表し、当該中期経営計画に連動する報酬として本制度を導入いたしました。2016年に当該中期経営計画の継続を断念し、その後2019年3月期までを対象に構造改革に取り組んだことから、本制度に基づく報酬は支給しませんでした。

今般、持続的企業価値の「成長基盤構築」を目標とした新たな中期経営計画を策定したことに併せて、取締役等に対し、その実現に向けたインセンティブを一層高めることを目的として、本

制度を再開いたします。また、構造改革により売上成長を志向する経営から収益力強化・企業価値最大化を志向する経営に転換したことを踏まえ、中期経営計画に掲げる業績目標との連動性を高めるため、本制度の内容を一部改定いたします。

なお、当社は、本制度の再開及び改定に関し、報酬審議委員会の審議結果を踏まえたうえで本議案を付議しております。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）が交付及び給付（以下「交付等」という）される業績連動型株式報酬制度です（詳細は(2)以降のとおり）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社の取締役（監査等委員、社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く）</li> <li>・ 当社の執行役員（国内非居住者を除く）</li> </ul>
②本制度の対象となる当社株式等の数・取得方法等	
当社が拠出する金員の上限 (下記(2)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3事業年度を対象として、合計12億円</li> </ul>
当社株式の取得方法 (下記(2)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本信託による当社株式の取得は、株式市場から取得する方法により行うため、希薄化は生じません</li> </ul>
取締役等に交付等される当社株式等の数の上限 (下記(3)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3事業年度を対象として合計73万株</li> </ul>
③業績達成条件の内容 (下記(3)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期経営計画に掲げる最終事業年度のROEの目標値、及び、3事業年度の連結営業利益の合計額の目標値を基準値として、それらの達成度に応じ、0%～150%の範囲で変動</li> </ul>
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(4)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象期間（3事業年度）終了後</li> </ul>

## (2) 当社が拠出する金員の上限

本制度の対象となる期間は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる3事業年度（以下「対象期間」という）とします。

当社は、対象期間ごとに合計12億円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ）します。本信託による株式の取得は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得する方法により行います。

当社は、信託期間中、取締役等に対する基準ポイント（下記(3)参照）の付与を行い、本信託は、対象期間終了後に、3事業年度の累積基準ポイントに基づき算定した株式交付ポイント（下記(3)参照）に相当する当社株式等の交付等を行います。

当社は、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加拠出を行うことにより、既存の本信託を継続することがあります（2020年3月期を初年度とする対象期間においてはこの方法による）。その場合、本信託の信託期間をさらに3年間延長し、合計12億円の範囲内で信託金の追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対する基準ポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式及び金銭（取締役等が保有する株式交付ポイントに相当する当社株式等で取締役等への交付等が未了であるものを除く。以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等を、延長された信託期間に係る本制度による取締役等への報酬に充てることとし（2020年3月期を初年度とする対象期間においては、この方法による）、残存株式等の金額と追加拠出する信託金の合計額の上限を12億円とします。

## (3) 取締役等に交付等される当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等される当社株式等の数は、以下の算定式に従って、業績目標の達成度等に応じて算定される株式交付ポイントに基づき、1ポイント＝1株として決定されます。なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、株式交付ポイントの数につき合理的な調整を行います。

まず、対象期間中の毎年6月に、以下の算定式に従って基準ポイントが付与されます。

（基準ポイントの算定式）

役位別基本報酬額\*×役位別比率\*÷信託の株式平均取得単価（小数点以下の端数は切捨）

※「役位別基本報酬額」や「役位別比率」は、職責や職務、役員報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合等を考慮して決定します。

本信託の対象期間満了後、初めて到来する6月に、以下の算定式に従って算出される株式交付ポイントに応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

(株式交付ポイントの算定式)

対象期間の累積基準ポイント×業績連動係数\*

※業績連動係数は、対象期間の中期経営計画で設定する最終事業年度のROEの目標値、及び、対象期間の連結営業利益の合計額の目標値を基準値として、それらの達成度に応じ、0%～150%の範囲で決定します。

本信託の対象期間中、本信託により取締役等に交付等される当社株式等の総数は、73万株を上限（以下「上限株式数」という）とします。上限株式数は、上記(2)の拠出する金員の上限及び直近の株価水準等を参考に設定しています。

【ご参考】2020年3月期～2022年3月期における株式交付ポイントの算定方法

2020年3月期を初年度とする対象期間においては、株式交付ポイントのうち、各評価指標（最終事業年度のROE及び3事業年度の連結営業利益の合計額）に連動する部分の割合（ウェイト）は、それぞれ50%ずつとします。各評価指標に係る基準値、業績連動幅及び業績別の適用係数は、以下のとおりとします。

評価指標	ウェイト	基準値	業績連動幅	業績別の適用係数
2022年3月期のROE	50%	8.0%	0%～150%	以下の範囲で変動します。 上 限 (12.0%)：係数150% 基準値 (8.0%)：係数100% 下 限 (6.0%)：係数50% ※業績が6.0%未満の場合は係数が0%、 業績が12.0%以上の場合は係数が150%となります。
2020年3月期～2022年3月期の連結営業利益の合計額	50%	2,000億円	0%～150%	以下の範囲で変動します。 上 限 (2,400億円)：係数150% 基準値 (2,000億円)：係数100% 下 限 (1,800億円)：係数50% ※業績が1,800億円未満の場合は係数が0%、 業績が2,400億円以上の場合は係数が150%となります。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、対象期間満了後、初めて到来する6月に、上記(3)に基づき算出される株式交付ポイントに応じた数の当社株式等の交付等を受けるものとします。

この場合、取締役等は、当該ポイントに対応する当社株式の50%（単元未満株は切捨）について交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

(添付書類)

## 事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度の経済情勢は、我が国経済は個人消費の持ち直しや設備投資の増加等が見られ、緩やかな景気回復が続きました。米国経済は個人消費が一時的に減速したものの底堅さを維持し、欧州は緩やかな回復基調にありました。また、中国は緩やかな減速傾向が見られました。

事業別では、映像事業においては、レンズ交換式デジタルカメラ市場及びコンパクトデジタルカメラ市場は縮小傾向が続きました。精機事業においては、FPD関連分野の設備投資は堅調に推移しました。また、半導体関連分野の設備投資は堅調に推移したものの、期後半は減速局面に入りました。ヘルスケア事業においては、バイオサイエンス分野及び眼科診断分野ともに海外を中心に市況が堅調に推移しました。

当社グループでは、2016年11月に発表した構造改革の最終年度である当事業年度は、構造改革後を見据えて残る課題に取り組みました。

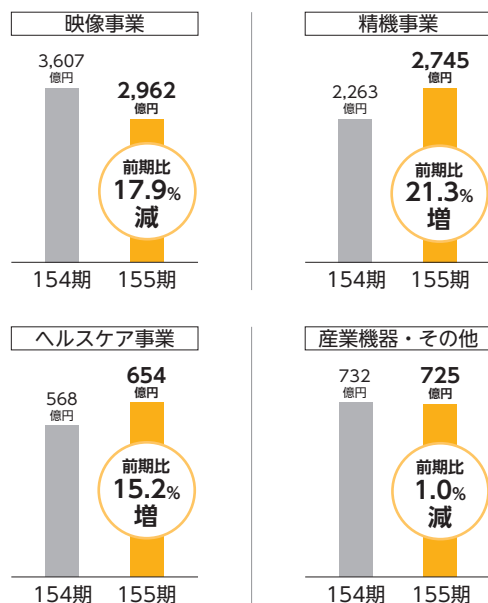
具体的には、ポートフォリオ経営への転換を進めるとともに、資本効率を重視した経営指標として設定したROE及びROICを各組織や従業員一人ひとりにまで浸透させるように努めました。さらに、第三者機関による取締役会の実効性評価を通じて明らかになった課題について改善に取り組むなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化も進めました。また、固定費の削減など体質改善への取り組みを継続するとともに、コア技術である「光利用技術」と「精密技術」をベースとした競争優位性のある製品の開発にも注力しました。

これらの結果、当社グループの連結業績については、売上収益は7,086億60百万円、前期比84億18百万円(1.2%)の減収、営業利益は826億53百万円、前期比264億17百万円(47.0%)の増益となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は665億13百万円、前期比317億41百万円(91.3%)の増益となりました。

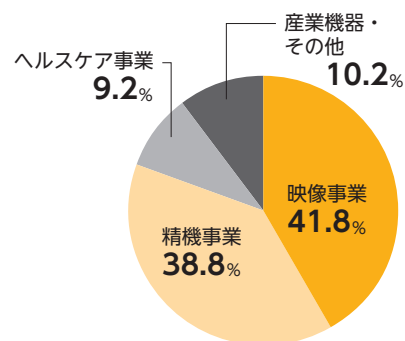
なお、当事業年度からの収益認識基準変更に伴い、従来販売管理費として計上していた販売促進費等の一部を売上収益から控除しております。

セグメント情報は次のとおりです。

## ■ 事業別売上収益



## ■ 事業別売上収益構成比



### 映像事業

レンズ交換式デジタルカメラは、デジタル一眼レフカメラ [D850] の販売が好調に推移するとともに、高い評価を獲得した新製品のフルサイズミラーレスカメラ [Z 7] [Z 6] の拡販に努めました。

コンパクトデジタルカメラは、光学125倍ズームを搭載した「COOLPIX P1000」など高付加価値製品の販売に注力しました。

しかしながら、市場が縮小するなか、レンズ交換式デジタルカメラ及びコンパクトデジタルカメラともに販売台数は減少しました。

これらの結果、当事業の売上収益は2,961億69百万円、前期比17.9%減、営業利益は220億69百万円、前期比27.0%減となりました。

### 精機事業

FPD露光装置分野では、中小型パネル用装置の販売台数は減少しましたが、大型パネル用装置が販売台数を伸ばし、大幅な増収増益となりました。

半導体露光装置分野では、一部装置の販売が次期に繰り延べになる等の影響はありましたが、ArF液浸スキャナーやArFスキャナーの販売が堅調に推移したほか、構造改革による効率化が進み、二期連続の黒字を達成しました。

これらの結果、当事業の売上収益は2,745億40百万円、前期比21.3%増となりました。また、営業利益はFPD露光装置分野の増益に加え、半導体露光装置分野における特許訴訟の和解金等を計上した影響により、817億30百万円、前期比53.1%増と、事業全体として大幅な増益となりました。

### ヘルスケア事業

バイオサイエンス分野では生物顕微鏡の販売が海外を中心に増加するとともに、眼科診断分野でも超広角走査型レーザー検眼鏡の販売が堅調に推移し、いずれの分野も過去最高の売上げを達成しました。

事業全体としては、眼科診断分野や再生医療関連への戦略投資を計画通り実行した一方、固定費の削減等により収益性が改善しました。

これらの結果、当事業の売上収益は654億34百万円、前期比15.2%増となり、営業損失は19億37百万円（前期は32億63百万円の営業損失）となりました。

### 産業機器・その他

産業機器事業では、構造改革施策の一環であるCMM（Coordinate Measuring Machines：接触式三次元測定機）事業譲渡の影響などにより減収となりましたが、収益性が改善され、増益となりました。

カスタムプロダクツ事業では、固体レーザーと特注機器が増収となりました。

ガラス事業では、FPDフォトマスク基板や光学素材の拡販を進め、増収となりました。

この結果、これらの事業の売上収益は725億18百万円、前期比1.0%減となり、営業利益は69億37百万円、前期比38.0%増となりました。

(注) 事業別の営業損益には、当社グループ内取引において生じた損益を含んでおります。



② 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は249億38百万円であり、事業別の投資額は、映像事業64億26百万円、精機事業41億71百万円、ヘルスケア事業17億84百万円、産業機器・その他81億79百万円であります。また、主な設備投資の内容は、映像事業におけるミラーレスカメラの生産及び精機事業におけるFPD露光装置の増産のための投資であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度末現在の有利子負債残高は1,289億92百万円であり、前期末と比べ6億78百万円増加しております。

なお、当事業年度は増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

(注) 当事業年度より長期・短期借入金及び社債等を含めた有利子負債残高を記載することといたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

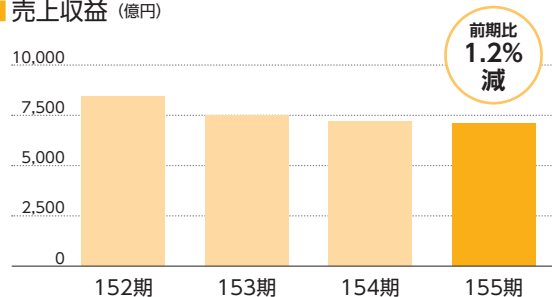
当社グループに関するものは以下のとおりです。

区 分	第152期 (2015年度)	第153期 (2016年度)	第154期 (2017年度)	第155期 (2018年度)
売上収益(百万円)	841,040	749,273	717,078	708,660
営業利益(百万円)	35,266	774	56,236	82,653
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	29,947	3,967	34,772	66,513
基本的1株当たり 当期利益	75円55銭	10円01銭	87円76銭	167円86銭
資産合計(百万円)	982,564	1,018,351	1,098,343	1,134,985
資本合計(百万円)	537,078	538,150	573,541	616,726

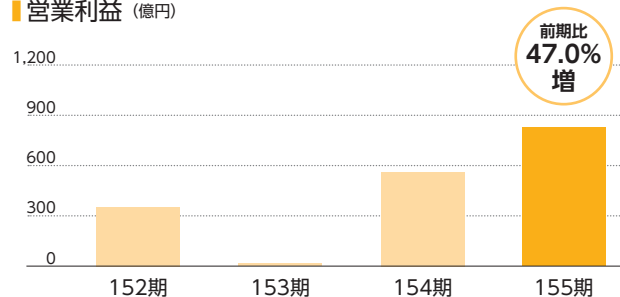
(注) 1. 上表には国際会計基準(IFRS)に準拠した数値を記載しております。

- 第152期より「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が所有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、基本的1株当たり当期利益の算定にあたっては、当該株式数を自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しております。
- 第155期よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用し、従来販売管理費として計上していた販売促進費等の一部を売上収益から控除しております。

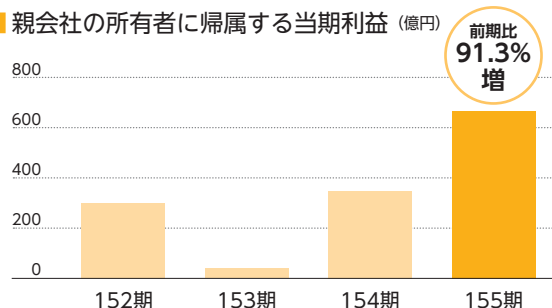
■ 売上収益 (億円)



■ 営業利益 (億円)



■ 親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

親会社はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社栃木ニコン	栃木県	363百万円	100.0%	交換レンズ、各種光学レンズ等の製造
株式会社仙台ニコン	宮城県	480百万円	100.0%	映像事業製品の製造
株式会社ニコンイメージングジャパン	東京都	400百万円	100.0%	映像事業製品の国内における販売
Nikon (Thailand) Co., Ltd.	タイ	1,260百万バーツ	100.0%	映像事業製品の製造
Nikon Inc.	米国	1,000米ドル	* 100.0%	映像事業製品の米州における販売
Nikon Europe B.V.	オランダ	1,000千ユーロ	* 100.0%	映像事業製品の欧州における販売
Nikon Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	32百万シンガポールドル	* 100.0%	映像事業製品のアジア・オセアニアにおける販売
Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd.	中国	10百万米ドル	* 100.0%	映像事業製品の中国における販売
株式会社栃木ニコンプレジジョン	栃木県	204百万円	100.0%	精機事業の製品及び部品の製造
Nikon Precision Inc.	米国	1,000米ドル	* 100.0%	精機事業製品の米国及び欧州における販売
株式会社ニコンインステック	東京都	418百万円	100.0%	ヘルスケア事業製品及び産業機器事業製品の国内における販売
Optos Plc	英国	1,524千英ポンド	100.0%	ヘルスケア事業製品の製造及び販売
Nikon Metrology NV	ベルギー	97百万ユーロ	* 100.0%	産業機器事業製品の製造及び欧州・米国での販売

(注) \*は間接所有を含めた出資比率であることを表しております。

#### (4) 対処すべき課題

2020年3月期は、新たな中期経営計画のもと、持続的企業価値の「成長基盤構築」を目標として、「新たな収益の柱の創出」と「既存事業の収益力強化」に取り組みます。

新たな収益の柱の創出に向けては、既存事業で培った高精度ステージ制御技術や非接触3D測定技術、光応用技術が活用できる領域であり、かつ市場成長性のある材料加工事業に注力し、ものづくり分野における新たな市場の開拓を目指します。加えて、長期成長領域として定めるデジタルマニュファクチャリング、ビジョンシステム/ロボット、ヘルスケア領域における新規事業の育成にも取り組みます。

既存事業については、映像事業、FPD装置事業、半導体装置事業の主要3事業において、以下の方針に基づき収益力向上に努めます。

- 映像事業：市場縮小下においても、ニコンの基盤事業として安定的に収益を確保できる事業構造への転換を目指す。
- FPD装置事業：中長期的に安定需要が見込める市場で、引き続きリーダーシップポジションを堅持する。
- 半導体装置事業：収益性重視の事業戦略の下、継続して安定的なキャッシュ・フローを創出する体制の確立を目指す。

加えて、サプライチェーン最適化、管理間接部門の機能・業務・コストのゼロベースでの見直し、販売、生産体制の最適化、工程刷新、工期短縮などを通じたコスト改革に努めます。

また、デジタルマニュファクチャリングによる「ものづくり体制」の構築を目指し、生産体制、ものづくり技術、調達、品質マネジメントの4つの改革とものづくり人材育成を進めます。

さらに、社外取締役の多様性の拡大や任意の指名委員会の設置など、取締役会の実効性向上に向けて包括的に取り組み、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図ります。

これらを通じて、持続的・中長期的な企業価値向上を実現する「精密・光学のリーディングカンパニー」を目指してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループの主要事業は、以下の製品の製造販売であります。

事業	主要製品
映像事業	レンズ交換式デジタルカメラ、コンパクトデジタルカメラ、交換レンズ、フィルムカメラ、望遠鏡
精機事業	FPD露光装置、半導体露光装置
ヘルスケア事業	生物顕微鏡、細胞培養観察装置、超広角走査型レーザー検眼鏡
産業機器・その他	工業用顕微鏡、測定機、特注機器、FPDフォトマスク基板

## (6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

当社に関するものは、以下のとおりです。

また、当社子会社に関するものは「(3) ②重要な子会社の状況」(25頁)に記載のとおりです。

事業所名	所在地
本社	東京都
大井製作所	東京都
横浜製作所	神奈川県
相模原製作所	神奈川県

事業所名	所在地
熊谷製作所	埼玉県
水戸製作所	茨城県
横須賀製作所	神奈川県

## (7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
20,917名	112名減

(注) 使用人数には、パート、契約社員などは含めておりません。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,398名	46名減	44.2歳	17.9年

(注) 使用人数には、当社から他社への出向者、パート、契約社員などは含めておりません。

## (8) 当社の主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	19,524
明治安田生命保険相互会社	13,000

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### ① ASML社、Zeiss社との和解合意及びクロスライセンス契約締結の件

当社は、オランダのASML Holding N.V.及びドイツのCarl Zeiss SMT GmbHと、2019年2月18日（日本時間）、露光装置及びデジタルカメラの特許に対する全ての訴訟手続の包括的和解及びクロスライセンスに関する最終契約を締結しました。本締結により3社間の全ての訴訟は取り下げられました。

### ② 自己株式取得の件

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に関し以下の通り決議しました。

取得対象株式の種類：普通株式

取得する株式の総数：800万株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.0%）

株式の取得価額の総額：100億円（上限）

取得期間：2019年5月10日～2019年6月30日

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 400,878,921株
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 30,089名
- ⑤ 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	45,672	11.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	31,378	7.9
明治安田生命保険相互会社	19,537	4.9
株式会社三菱UFJ銀行	7,378	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	6,836	1.7
株式会社常陽銀行	6,801	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	6,267	1.6
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,481	1.4
JPモルガン証券株式会社	5,455	1.4
JP MORGAN CHASE BANK 385151	5,403	1.4

(注) 出資比率は自己株式 (4,043,147株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社の会社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2019年3月31日現在)

回次 (発行年月日)	新株 予約権 の個数	目的たる株式 の種類及び数	1個当たりの 発行価額	1個当たりの行 使価額	権利行使期間	保有状況	
						取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (監査等委員)
第5回 (2007年8月27日)	21個	当社普通株式 2,100株	325,900円	100円	2007年8月28日から 2037年8月27日まで	21個 (2名)	—
第6回 (2008年11月25日)	132個	当社普通株式 13,200株	73,400円	100円	2008年11月26日から 2038年11月25日まで	101個 (2名)	31個 (1名)
第7回 (2009年8月10日)	82個	当社普通株式 8,200株	140,800円	100円	2009年8月11日から 2039年8月10日まで	65個 (2名)	17個 (1名)
第8回 (2010年7月14日)	79個	当社普通株式 7,900株	152,700円	100円	2010年7月15日から 2040年7月14日まで	63個 (2名)	16個 (1名)
第9回 (2012年3月19日)	129個	当社普通株式 12,900株	203,700円	100円	2012年3月20日から 2042年3月19日まで	89個 (2名)	40個 (1名)
第10回 (2012年8月23日)	184個	当社普通株式 18,400株	172,600円	100円	2012年8月24日から 2042年8月23日まで	134個 (3名)	50個 (1名)
第11回 (2013年8月1日)	242個	当社普通株式 24,200株	163,200円	100円	2013年8月2日から 2043年8月1日まで	189個 (3名)	53個 (1名)
第12回 (2014年8月1日)	419個	当社普通株式 41,900株	118,300円	100円	2014年8月2日から 2044年8月1日まで	346個 (3名)	73個 (1名)
第13回 (2015年7月28日)	523個	当社普通株式 52,300株	104,000円	100円	2015年7月29日から 2045年7月28日まで	425個 (4名)	98個 (1名)
第14回 (2016年7月29日)	683個	当社普通株式 68,300株	121,300円	100円	2016年7月30日から 2046年7月29日まで	586個 (5名)	97個 (1名)
第15回 (2017年7月27日)	384個	当社普通株式 38,400株	168,100円	100円	2017年7月28日から 2047年7月27日まで	384個 (5名)	—
第16回 (2018年4月23日)	517個	当社普通株式 51,700株	164,400円	100円	2018年4月24日から 2048年4月23日まで	517個 (5名)	—

(注) 1. 社外取締役に付与した新株予約権はありません。

2. 監査等委員である取締役が保有する新株予約権は、当該監査等委員である取締役が監査等委員以外の取締役又は執行役員の在任期間中に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
当社の取締役を兼務していない執行役員に対して、以下のとおり新株予約権を交付しております。

回次 (発行年月日)	新株予約権 の個数	目的たる株式 の種類及び数	1個当たりの 発行価額	1個当たりの行 使価額	権利行使期間	交付人数
第16回 (2018年4月23日)	701個	当社普通株式 70,100株	164,400円	100円	2018年4月24日から 2048年4月23日まで	15名

- ③ その他現に発行している新株予約権  
該当事項はありません。



### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※ 取締役（社長執行役員）	牛 田 一 雄	経営全般 新事業開発本部担当 光学本部担当 研究開発本部担当
※ 取締役（副社長執行役員 兼 CFO）	岡 昌 志	経営監査部担当 経営戦略本部担当 兼 経営戦略本部長 財務・経理本部担当 知的財産本部担当
取締役（常務執行役員）	岡 本 恭 幸	ヘルスケア事業部担当
取締役（常務執行役員）	小 田 島 匠	人事・総務本部長 リスク管理担当
取締役（常務執行役員）	萩 原 哲	財務・経理本部長 兼 経営戦略本部副本部長
取締役	根 岸 秋 男	明治安田生命保険相互会社取締役代表執行役社長
取締役（常勤監査等委員）	本 田 隆 晴	—
取締役（常勤監査等委員）	鶴 見 淳	—
取締役（監査等委員）	上 原 治 也	三菱UFJ信託銀行株式会社特別顧問 株式会社小糸製作所社外取締役 株式会社三菱総合研究所社外監査役
取締役（監査等委員）	畑 口 紘	弁護士 双信電機株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	石 原 邦 夫	東京海上日動火災保険株式会社相談役 東京急行電鉄株式会社社外監査役 日本郵政株式会社社外取締役

(注) 1. ※印は代表取締役を表します。

2. \*印は2018年6月28日開催の第154期定時株主総会において新たに選任された監査等委員である取締役を表します。
3. 取締役のうち、根岸秋男、上原治也、畑口紘及び石原邦夫の各氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を同社の有価証券上場規程所定の独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 常勤の監査等委員である取締役として、本田隆晴氏及び鶴見淳氏を選定しています。両氏は、監査等委員会の活動の実効性確保のため、経営委員会、各種委員会等の重要会議に出席し、経営執行状況の的確な把握と監査に努め、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかの監査・監督に努める職務を担っております。
5. 監査等委員である取締役鶴見淳氏は、当社の経理部門における長年の経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、社外取締役が兼任する各社との間で主に以下の取引関係があります。なお、各社への支払金額は、各社の連結売上高の2%未満であります。
- ・ 明治安田生命保険相互会社からの資金の借入れ
  - ・ 三菱UFJ信託銀行株式会社に対し、年金資産の運用等の委託
  - ・ 東京海上日動火災保険株式会社に対し、保険取引
7. 藤生孝一氏は、2018年6月28日開催の第154期定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査等委員である取締役を退任しました。

## (ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、取締役の執行役員兼務状況は前頁に記載の表のとおりであります。2019年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	馬 立 稔 和	半導体装置事業部長、技術戦略担当、コンポーネント事業推進室担当
常務執行役員	浜 田 智 秀	FPD装置事業部長、産業機器事業部担当、カスタムプロダクツ事業部担当、エンコーダ事業室担当
常務執行役員	御 給 伸 好	映像事業部長
常務執行役員	村 松 享 幸	社長付
執 行 役 員	岩 岡 徹	Nikon Europe B.V.社長
執 行 役 員	吉 川 健 二	経営戦略本部副本部長
執 行 役 員	長 塚 淳	生産本部長
執 行 役 員	平 岩 弘 之	ガラス事業室長
執 行 役 員	杉 本 直 哉	経営戦略本部
執 行 役 員	中 山 正	産業機器事業部長
執 行 役 員	新 谷 誠	ヘルスケア事業部副事業部長
執 行 役 員	濱 谷 正 人	ヘルスケア事業部長
執 行 役 員	鈴 木 博 之	情報セキュリティ推進本部長 兼 ITソリューション本部長
執 行 役 員	池 上 博 敬	映像事業部開発統括部長
執 行 役 員	森 本 哲 也	映像事業部事業企画部長
執 行 役 員	金 原 寿 郎	FPD装置事業部副事業部長

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 取締役の報酬等の額

区 分	固定報酬		業績連動報酬		株式報酬		合 計	
	月例定額報酬		賞 与		株 式 報 酬 型 ストックオプション			
	支給人数	支 給 額	支給人数	支 給 額	支給人数	支 給 額	支給人数	支 給 額
監査等委員以外 の取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	253百万円 (13百万円)	5名 (—)	133百万円 (—)	5名 (—)	85百万円 (—)	6名 (1名)	472百万円 (13百万円)
監査等委員であ る取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	93百万円 (40百万円)	—	—	—	—	6名 (3名)	93百万円 (40百万円)
合 計	12名	346百万円	5名	133百万円	5名	85百万円	12名	564百万円

- (注) 1. 上記の監査等委員である取締役に係る支給人数・支給額には、2018年6月28日開催の第154期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名（うち、社外取締役0名）及び当該取締役に係る支給額を含んでおります。
2. 上記の株式報酬型ストックオプションの支給額は、監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に付与した新株予約権に関する報酬等の額の当事業年度の費用計上額であります。
3. 上記の賞与の支給額は、報酬審議委員会の審議を経て、2019年5月17日開催の取締役会にて監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に支給することを決議した総額であります。
4. 2016年11月に発表した構造改革の実施に伴い、「中期経営計画2015年度版」を取り下げたため、業績連動報酬のうち当該中期経営計画に連動する業績連動型株式報酬は支給しておりません。
5. 監査等委員以外の取締役の報酬等について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

#### ④ 取締役の報酬に関する基本方針及び手続

報酬制度については、以下のような方針及び手続によるものとします。

##### イ. 基本方針

役員報酬は、以下の基本的な事項を満たすように定める。

- ・企業価値及び株主価値の持続的な向上への動機付けとなり、意欲や士気を高めること
- ・優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨すること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性が高いこと

##### ロ. 報酬体系及び業績連動の仕組み

a) 業務執行取締役及び執行役員の報酬体系は、以下のもので構成され、また、報酬の配分比率は、役位・職責に応じて月例定額報酬と業績連動報酬の割合が変化する設計とする。

###### ・「月例定額報酬」

業績に連動しない金銭報酬とする。

###### ・「賞与」

単年度における当社全体及び各担当部門の資本効率、収益性等の目標達成度及び定性評価に基づき、標準支給額に対して0～200%の範囲で決定される金銭報酬とする。

###### ・「業績連動型株式報酬」

株主との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、3年毎に設定する中期経営計画で提示する最終事業年度の当社全体の連結営業利益等の目標達成度等に基づき、0～150%の範囲で決定される株式報酬とする。

###### ・「株式報酬型ストックオプション」

株主との価値共有及び長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として付与される新株予約権とする。なお、株式の希薄化率が5%を超えない範囲内で実施するものとする。

b) 非業務執行取締役の報酬体系は、「月例定額報酬」のみとする。

## ハ. 報酬水準及び報酬額の決定方法

職責に応じた適切な水準及び体系とするため、報酬審議委員会が関連諸制度の審議・提言を行い、当社業績、事業規模などに見合った報酬額を設定するため、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準を考慮する。

報酬審議委員会は、代表取締役及び過半数を占める社外取締役・社外有識者により構成され、役員報酬の方針策定、制度の検討、具体的算定方法などについて審議を行い、その審議結果に基づいて、監査等委員以外の取締役報酬については取締役会の決議、監査等委員である取締役報酬については監査等委員である取締役の協議によってそれぞれ決定する。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 重要な兼職先と当社との関係

〔①取締役の状況〕(31頁)に記載のとおりであります。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	取締役会	監査等委員会
根岸 秋男	取締役	14回中14回出席	—
上原 治也	取締役 (監査等委員)	14回中13回出席	10回中10回出席
畑口 紘	取締役 (監査等委員)	14回中14回出席	10回中10回出席
石原 邦夫	取締役 (監査等委員)	14回中13回出席	10回中8回出席

・各社外取締役は、経営に関する高い見識又は弁護士としての専門的な知識等に基づき、業務執行から独立した立場で、取締役会の審議・報告内容につき、積極的に発言しております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	111
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	159

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期までの会計監査の職務遂行状況及び当該期の報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、当会計監査人の報酬は相当であると判断して会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。
3. 会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的に区分もできないため、上表上段の金額には、これらを合算して記載しております。
4. 当事業年度において、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）としての報酬の支払いはありません。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任します。

また、会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しない場合であっても、会計監査人が適格性又は独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、取締役会は監査等委員会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

### 【決議内容】

ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化を進めることが重要であり、その実効性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。すなわち、当社及び当社子会社（以下「グループ」と記載します）における業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、資産の保全を図ることが重要な経営責任であると認識し、これに沿った諸制度、組織等の体制を整備・充実させ、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正性を確保いたします。

- ① グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - イ. グループの社会的責任に対する基本姿勢及びグループの役職員が法令や社内規則に従い高い倫理観をもって良識ある行動をとるための基準を示した「ニコン行動規範」を制定し、企業倫理意識の浸透・定着を図ります。
    - ロ. 社会的責任経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発、活動監視を目的とした「CSR委員会」を設置し、その傘下において「企業倫理委員会」が、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保するための活動を定常的に行います。
    - ハ. 反社会的勢力の排除に関しては、その基本的な考え方を「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築します。
  - ニ. グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、必要な体制の整備・改善に努めます。
  - ホ. グループの業務遂行が、法令、社内規則等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立した内部監査部門として経営監査部を設置し、内部監査を行います。
  - ヘ. 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正し、グループのコンプライアンスを徹底するために、「倫理ホットライン」などの報告相談窓口を設置し、運用します。
- ② グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - イ. 当社及び国内子会社においては、執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図ります。
    - ロ. 組織的かつ効率的な業務遂行のために、グループにおいて各組織並びに役職位の責任と権限の体系を明確にした権限規程を制定し、運用します。
    - ハ. 当社の取締役がグループの意思決定及び業務執行を効率的に行うことを目的として、「経営委員会」、各種委員会等の会議体を設置し、運用します。この内、「経営委員会」は、常勤取締役等から構成され、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、全般的な業務執行方針、会社全般の内部統制に関する事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、各部署より重要事項の報告を受けております。

- 二. 企業理念である「信頼と創造」の下、グループの経営目標を中期経営計画及び年度計画の中で定め、施策として展開・具体化します。年度計画目標の達成に向けては、事業部制によって事業運営を行い、事業上の課題及び対応を検討する会議を定期的開催します。また、「業績評価制度」に基づいて年度計画目標の達成度を評価・確認します。
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 当社の取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」「経営委員会規則」「ニコングループ情報管理規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備します。
  - ロ. 情報の保護については、情報セキュリティ推進本部が、グループ全体の情報管理を一元的に統括するなど体制の整備・強化に努めます。また、グループ共通の規程を整備し、機密区分・重要度に応じた閲覧権者の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置等について役職員に対し周知・徹底を図ります。
- ④ グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置するとともに、「CSR委員会」、「輸出審査委員会」、「品質委員会」、「環境委員会」等の委員会にて専門的知見からリスクを把握し、各リスクに対する規程等の整備及び遵守徹底を図ることで、グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めます。
  - ロ. 経営監査部は、上記の各委員会によるリスクの管理状況について、監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備します。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 子会社の重要な事項については、「子会社等に関する決裁・報告規程」により当社への報告、当社での決裁等がなされる体制を整備します。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会運営を効率的に行い、監査等委員会監査の実効性を高めることを目的として、当社監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の職務を補助する当社の使用人若干名を、専任の監査等委員会スタッフとして従事させます。
  - ロ. 監査等委員会スタッフに対する指揮命令、人事異動及び人事考課については、業務執行者からの独立性を確保します。



- ⑦ グループの取締役等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の監査等委員は、重要な会議に出席し、グループの経営状態・意思決定プロセスについて常に把握する機会を確保します。
  - ロ. 当社の監査等委員会に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査等委員会に対する報告事項等について、適切かつ有効に報告がなされる体制を整備します。
  - ハ. 当社の監査等委員会に対しては、経営監査部より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行い、当社の監査等委員会は必要に応じて経営監査部に調査を求めるなど、緊密な連携を保ちます。
  - ニ. 報告相談窓口である「倫理ホットライン」に報告した者への報復行為を禁ずる規定を「倫理ホットライン運用規程」に置くなど、当社の監査等委員会への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保します。
- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査等委員の職務に係わる費用については、監査等委員会からの申請に基づき一定の年間予算を設け、必要な費用は予算を超過する場合であっても法令に則り当社が支払います。さらに、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払います。
- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社の監査等委員会の執行部門からの独立を確保するとともに、当社の監査等委員は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行います。
  - ロ. 当社の監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。

## 【運用状況の概要】

- ① コンプライアンスの状況
- ・グループの全ての役員・従業員に、2018年1月に改定した「ニコン行動規範」の教育を実施し、浸透に努めました。
  - ・グループを対象としたグローバルの意識調査を実施し、調査結果を職場へフィードバックするとともに、必要に応じ改善指導を実施しました。
  - ・競争法教育を国内及び海外で実施し、コンプライアンス強化に努めました。

- ・各種コンプライアンス教育、意識調査等のコンプライアンス推進活動の状況を企業倫理委員会に報告し、各部門へのフィードバックによりコンプライアンス意識の改善、向上に努めました。
- ・倫理ホットラインの周知に努めるとともに、倫理ホットラインに報告された事案に対し適切に対処しました。

## ② リスク管理の状況

- ・グループでは、リスク管理委員会を年に2回開催しました。
- ・リスクアセスメントを行い、その結果を影響規模と発生確率で表す「リスクマップ」を作成し、高リスクと評価された事項は、リスク低減策の検討等を行っています。リスクマップは継続的に更新し、経年変化を可視化しています。また、これらの結果を取締役会に報告しました。

## ③ グループの経営管理の状況

- ・グループ全体の統制としては、「経営委員会規則」、「子会社等に関する決裁・報告規程」等に基づき、子会社の重要な事項について当社に報告させ、当社において決裁等がなされる体制を整備し、それに沿った運営を行っております。
- ・グループ各社においては、「子会社等に関する決裁・報告規程」及び各国の法令等に従った決裁基準の整備・運営を行っております。
- ・情報の保存及び管理については、「ニコングループ情報管理規程」その他社内規則に則った運用を行い、グループ内で情報管理に関する監査を実施しました。

## ④ 監査等委員の職務執行

- ・「経営委員会」等の重要な会議に出席し、経営状態を把握するとともに、意思決定のプロセスや内容について監督を行っております。
- ・各部門、子会社等への往査を実施し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ・代表取締役と意見交換を行い、監査上の課題の共有を図るとともに、必要に応じて是正の要請を行っております。
- ・内部監査を担当する経営監査部や会計監査人と定期的に意見交換を行い、連携を強化しております。また、必要に応じて各部門等と情報を共有するなど有効な監査に努めております。

この事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

以 上

連結財政状態計算書 (2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産</b>		<b>負債</b>	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び現金同等物	411,055	仕入債務及びその他の債務	96,493
売上債権及びその他の債権	115,847	社債及び借入金	14,400
棚卸資産	253,336	未払法人所得税	8,222
その他の金融資産	3,145	前受金	192,862
その他の流動資産	15,306	引当金	5,619
<b>流動資産合計</b>	<b>798,689</b>	その他の金融負債	27,006
<b>非流動資産</b>		その他の流動負債	38,961
有形固定資産	116,119	<b>流動負債合計</b>	<b>383,564</b>
のれん及び無形資産	59,176	<b>非流動負債</b>	
退職給付に係る資産	5,097	社債及び借入金	112,010
持分法で会計処理されている投資	9,748	退職給付に係る負債	9,031
その他の金融資産	91,263	引当金	4,944
繰延税金資産	51,383	繰延税金負債	4,063
その他の非流動資産	3,508	その他の金融負債	2,140
<b>非流動資産合計</b>	<b>336,296</b>	その他の非流動負債	2,507
<b>資産合計</b>	<b>1,134,985</b>	<b>非流動負債合計</b>	<b>134,695</b>
		<b>負債合計</b>	<b>518,259</b>
		<b>資本</b>	
		資本金	65,476
		資本剰余金	81,424
		自己株式	△13,044
		その他の資本の構成要素	△19,992
		利益剰余金	502,056
		親会社の所有者に帰属する持分	615,920
		非支配持分	806
		<b>資本合計</b>	<b>616,726</b>
		<b>負債及び資本合計</b>	<b>1,134,985</b>

## 連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
売上収益	708,660
売上原価	△405,250
売上総利益	303,410
販売費及び一般管理費	△238,561
その他営業収益	21,912
その他営業費用	△4,107
営業利益	82,653
金融収益	7,333
金融費用	△3,833
持分法による投資利益	1,762
税引前利益	87,915
法人所得税費用	△21,318
当期利益	66,597
当期利益の帰属	
親会社の所有者	66,513
非支配持分	84
当期利益	66,597

連結持分変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分
2018年4月1日残高	65,476	81,333	△13,152	12,726	—	△799
当期利益	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	△4,594	△999	△9
当期包括利益合計	—	—	—	△4,594	△999	△9
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得及び処分	—	△0	△3	—	—	—
株式報酬取引	—	91	111	—	—	—
子会社に対する所有者持分の変動	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	413	999	△27
所有者との取引額等合計	—	91	108	413	999	△27
2019年3月31日残高	65,476	81,424	△13,044	8,544	—	△835

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			利益 剰余金	合計		
	在外営業 活動体の 換算差額	キャッシュ フロー・ヘ ッジの公正 価値変動額 の有効部分	合計				
2018年4月1日残高	△30,406	169	△18,310	457,561	572,908	633	573,541
当期利益	—	—	—	66,513	66,513	84	66,597
その他の包括利益	2,683	△147	△3,066	—	△3,066	△10	△3,076
当期包括利益合計	2,683	△147	△3,066	66,513	63,447	73	63,520
剰余金の配当	—	—	—	△20,634	△20,634	△40	△20,674
自己株式の取得 及び処分	—	—	—	—	△3	—	△3
株式報酬取引	—	—	—	—	202	—	202
子会社に対する所有者 持分の変動	—	—	—	—	—	139	139
その他の資本の構成 要素から利益剰余金 への振替	—	—	1,384	△1,384	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	—	1,384	△22,018	△20,435	99	△20,336
2019年3月31日残高	△27,723	21	△19,992	502,056	615,920	806	616,726

# 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>491,002</b>
現金及び預金	241,297
受取手形	9,999
売掛金	34,049
製品	48,850
半製品	2,097
原材料	38
仕掛品	97,657
貯蔵品	8,811
関係会社短期貸付金	16,496
未収入金	30,633
その他	1,077
貸倒引当金	△1
<b>固定資産</b>	<b>304,989</b>
有形固定資産	54,113
建物	19,106
構築物	664
機械及び装置	13,277
車両運搬具	58
工具、器具及び備品	7,001
土地	9,683
リース資産	776
建設仮勘定	3,547
無形固定資産	12,429
ソフトウェア	8,559
その他	3,871
投資その他の資産	238,447
投資有価証券	81,130
関係会社株式	94,535
出資金	3
関係会社出資金	15,314
関係会社長期貸付金	1,800
従業員に対する長期貸付金	0
前払年金費用	2
繰延税金資産	38,382
その他	7,290
貸倒引当金	△9
<b>資産合計</b>	<b>795,991</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>324,077</b>
支払手形	377
電子記録債務	18,187
買掛金	52,978
短期借入金	12,200
1年内返済予定の長期借入金	2,200
リース債務	312
設備関係未払金	3,937
未払費用	22,560
未払法人税等	4,524
前受金	166,588
預り金	36,162
製品保証引当金	2,869
その他	1,184
<b>固定負債</b>	<b>115,591</b>
社債	30,000
長期借入金	82,196
リース債務	525
資産除去債務	2,298
その他	573
<b>負債合計</b>	<b>439,668</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>336,192</b>
資本金	65,476
資本剰余金	80,712
資本準備金	80,712
利益剰余金	203,049
利益準備金	5,565
その他利益剰余金	197,483
研究開発積立金	2,056
買換資産圧縮積立金	4,495
圧縮積立金	3,835
別途積立金	111,211
繰越利益剰余金	75,886
自己株式	△13,044
<b>評価・換算差額等</b>	<b>18,306</b>
その他有価証券評価差額金	18,277
繰延ヘッジ損益	29
<b>新株予約権</b>	<b>1,825</b>
<b>純資産合計</b>	<b>356,323</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>795,991</b>

## 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		509,530
売上原価		351,768
売上総利益		157,762
販売費及び一般管理費		128,319
営業利益		29,443
営業外収益		
受取利息・配当金	16,720	
その他の営業外収益	5,771	22,491
営業外費用		
支払利息	1,431	
その他の営業外費用	4,168	5,599
経常利益		46,335
特別利益		
固定資産売却益	37	
投資有価証券売却益	332	
特許訴訟和解金収入	18,740	19,108
特別損失		
固定資産売却損	16	
減損損失	325	
投資有価証券売却損	5	
投資有価証券評価損	217	
構造改革関連費用	505	
関係会社清算損	930	1,998
税引前当期純利益		63,444
法人税、住民税及び事業税	7,532	
法人税等調整額	4,296	11,828
当期純利益		51,616



株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				研究開発積立金	買換資産圧縮積立金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2018年4月1日残高	65,476	80,712	5,565	2,056	4,778	4,047	111,211	44,467	△13,152	305,158
当期変動額										
買換資産圧縮積立金の取崩					△282			282		-
圧縮積立金の取崩						△212		212		-
剰余金の配当								△8,730		△8,730
剰余金の配当(中間配当)								△11,904		△11,904
当期純利益								51,616		51,616
自己株式の取得									△3	△3
自己株式の処分								△57	112	54
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	△282	△212	-	31,420	108	31,034
2019年3月31日残高	65,476	80,712	5,565	2,056	4,495	3,835	111,211	75,886	△13,044	336,192

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2018年4月1日残高	22,620	146	22,766	1,677	329,601
当期変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩					-
圧縮積立金の取崩					-
剰余金の配当					△8,730
剰余金の配当(中間配当)					△11,904
当期純利益					51,616
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					54
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4,343	△117	△4,460	148	△4,312
当期変動額合計	△4,343	△117	△4,460	148	26,721
2019年3月31日残高	18,277	29	18,306	1,825	356,323

## 連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 ニコン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本	仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東海林	雅人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宇治川	雄士	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニコンの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ニコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 ニコン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 本 仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東海林雅人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宇治川雄士 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニコンの2018年4月1日から2019年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第155期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (2) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な文書等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

株式会社 ニコン 監査等委員会

常勤監査等委員 本 田 隆 晴 ㊞

常勤監査等委員 鶴 見 淳 ㊞

監 査 等 委 員 上 原 治 也 ㊞

監 査 等 委 員 畑 口 紘 ㊞

監 査 等 委 員 石 原 邦 夫 ㊞

(注) 監査等委員上原治也、監査等委員畑口紘及び監査等委員石原邦夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。









# 株主総会会場ご案内図

**会場** 東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京4階 菊の間



## 交通

東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」(地下通路を通りC8出口より) … 徒歩約3分  
 都営大江戸線「都庁前駅」(地下通路を通りC8出口より) …… 徒歩約3分  
 JR線、小田急線、京王線、地下鉄各線「新宿駅」(西口より) …… 徒歩約10分



### ●無料シャトルバスのご案内

ホテル専用のシャトルバスが新宿駅西口京王百貨店前のバス停21番乗り場より午前8時20分から20分間隔で運行しております。所要時間は約10分です。(当社株主総会の受付開始は午前9時でございます。)



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。